

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：成人病予防費

事業名 若年がん患者等生殖機能温存治療支援事業費

健康福祉部保健医療課健康推進室がん対策係 電話番号：058-272-1111（内 2559）

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,800 千円（前年度予算額：2,800 千円）

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | 繰入金 | 県債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 2,800 | 325 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,475 |
| 要求額 | 2,800 | 325 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,475 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

若年がん患者等に対するがん治療は、その内容によっては卵巣や精巣等の性腺機能不全や喪失により、将来子どもを持つ事が困難になる場合がある。

このため、将来、子どもを産み育てることを望む若年がん患者等が、生殖機能を温存することで、希望を持って治療に取り組むことができるよう、精子、卵子及び胚の凍結にかかる温存治療の費用の一部を助成する。

また生殖機能の温存については、がん医療に携わる医師等の医療従事者が生殖十分な知識を持ち、迅速に情報提供や相談支援を行うことが必要であり、県内の医療連携体制の整備を図る。

- ・岐阜県のがん罹患数(0～39歳)：410人（2016年次地域がん登録）

(2) 事業内容

ア 若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業

将来子どもを望む若いがん患者等に対し、抗がん剤治療を行う場合の意思決定支援及び生殖機能温存にかかる費用の一部を助成する。

対象者：温存治療実施時点で43歳未満であり県内在住者。がん治療等により生殖機能が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された者

対象となる治療等：

(ア) 日本・がん生殖医療学会が認定した意思決定支援施設での意思決定支援に加え、学会が定めるガイドラインに基づく以下の治療のうち保険適用外のもの

①がん患者等の精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結又は受精卵の凍結が完了した治療

②がん患者等の精子、卵子、卵巣組織の採取のための温存治療を行うも、採取及び凍結に至らなかった治療

(イ) 日本・がん生殖医療学会が認定した意思決定支援施設での意思決定支援助成費用：

上記(ア)の治療のうち ①男性 3 万円、女性 20 万円を上限として助成
②医療保険適用外費用の 2 分の 1 を、男性 3 万円、女性 20 万円を上限として助成

上記(イ)の治療のうち 5 千円を上限として助成

イ 若年がん患者等の生殖機能温存支援のためのネットワーク会議等の開催
岐阜大学医学部附属病院と医療機関間の連携体制を構築するとともに、生殖機能温存についての理解を広げるための研修会等を開催し、がん医療等に従事する者の資質向上を図る。

(3) 県負担・補助率の考え方

国の第3期がん対策推進基本計画及び第3次岐阜県がん対策推進計画において小児や思春期、若年成人等への支援の充実の必要性は明記されており、生殖機能温存に関する経済的支援や、県内の専門的な医療・相談支援体制の整備を図ることは県として実施すべき事業であり妥当。

・都道府県健康増進事業費活用（扶助費を除く）；国 1/2 県 1/2 負担

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額（千円） | 事業内容の詳細 |
|------|--------|-------------------|
| 旅費 | 28 | 業務旅費 |
| 需用費 | 36 | 消耗品費 |
| 役務費 | 36 | 通信運搬費 |
| 委託料 | 550 | 委託事業者：岐阜大学医学部附属病院 |
| 扶助費 | 2,150 | 若年がん患者生殖機能温存治療費助成 |
| 合計 | 2,800 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 他県の状況〔R2.2 東京都調査回答〕

妊孕性温存治療費助成事業を実施している都道府県 12 府県（昨年度+2）

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

何をいつまでにどのような状態にしたいのか

将来、子どもを産み育てることを望む若年がん患者が、生殖機能を温存することで、希望を持ってがん治療に取り組むことができる体制を整備する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の推移 | | 現在値 | 目標 | 達成率 |
|-----|-------|-------|--|-----|----|-----|
| | | | | | | |

○指標を設定することができない場合の理由

対象者の意向や、医学的判断が伴う助成申請事業のため、数値目標の設定困難

（前年度の取組）

- ・岐阜大学医学部附属病院がん・生殖医療外来担当准教授と慎重な協議を重ね、平成30年10月より助成事業を開始した。
- ・事業について正しい理解と認識のもとに運用を行い、制度等についての周知を行うため、医療従事者を対象とした研修会や技術支援を行った（岐阜大学医学部附属病院への委託事業として実施）

（前年度の成果）

- R1年度助成実績：計12件
- 対象医療機関の実績（R2年9月末現在）：
 - 意思決定支援のみ実施（生殖機能の温存治療無し）10人
 - 精子凍結保存：4人、卵子もしくは卵巣の凍結：1人、治療中断：2人
- がん・生殖機能温存治療に関する医療連携体制の構築に係る医療従事者向けの研修会と県内のネットワーク機関代表者会議を実施し、助成制度等の普及啓発を行った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|--|---|
| <p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</p> | |
| ○ | <p>(評価) 若年がん患者に対するがんの治療は、その内容によっては、性腺機能不全や喪失により、将来子どもを持つ事が困難になる場合がある。一方で、近年、がん医療の進歩により、がん患者や経験者の長期生存が可能となっており、がんの治療後に子どもを産み育てることを希望する者への生殖機能温存への支援の重要性が高まっている。</p> |
| <p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p> | |
| ○ | <p>(評価) 県は「第3次がん対策推進計画」（H30.3 策定予定）において、小児や若年がん患者への生殖機能温存等、当該世代にかかる多様なニーズへの対応をすることとしており、次世代を担う若年者への支援として有効である。</p> |
| <p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p> | |
| ○ | <p>(評価) 岐阜大学医学部附属病院は、都道府県がん診療連携拠点病院であることに加え、がんセンター内に「がん・生殖医療外来」を開設し、若年がん患者等の生殖医療の治療・支援において、県内の医療機関の中心的役割を担っている。 このため、専門的知識と経験から、県下の医療機関をとりまとめて円滑な事業の推進を効率よくできる。</p> |

(今後の課題)

| |
|---|
| <p>事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>生殖機能の温存は、がん診断から治療開始までの短い期間に、がん治療そのものについてや、温存治療の判断をする必要があるため、がん医療に携わる医師等の医療従事者が生殖機能の温存について十分な知識を持ち、迅速に情報提供や相談支援ができるよう体制の整備を図ることが必要である。</p> |
|---|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| <p>継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p> <p>若年がん患者の生殖機能温存治療への助成は、がん患者の生きるための支援と成り得る制度であり、国が支援体制を整備するまで事業の継続が必要である。</p> |
|--|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|-------------------------------|-------|
| <p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p> | 【○○課】 |
| <p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p> | |

